

社会福祉法人 加古川市社会福祉協議会
キャラクター「ふくくん かこちゃん」の使用に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、社会福祉法人加古川市社会福祉協議会キャラクター「ふくくん かこちゃん」の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「キャラクター」とは、社会福祉法人加古川市社会福祉協議会(以下「本会」という。)が定めたキャラクターのデザインをいう。

(キャラクターの使用申請)

第3条 キャラクターを使用しようとする者(以下「申請者」という。)は、社会福祉法人加古川市社会福祉協議会キャラクター「ふくくん かこちゃん」使用(変更)承認申請書(様式第1号)に必要書類を添えて本会理事長(以下「理事長」という。)に提出し、その承認を受けなければならない。

(使用承認)

第4条 理事長は、前条の規定による申請があった場合、その内容を審査し、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、キャラクターの使用を承認するものとする。

- (1) 本会及びキャラクターの品位を傷つけ、又は傷つけるおそれがあると認められるとき。
- (2) 法令及び公序良俗に反し、又は反するおそれがあると認められるとき。
- (3) 特定の個人、法人若しくは団体を支援若しくは公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれがあると認められるとき。
- (4) 特定の政治、思想若しくは宗教の活動に利用し、又はそのおそれがあると認められるとき。
- (5) キャラクターを商品及び景品本体に使用するとき。
- (6) 不当な利益を得るために使用すると認められるとき。
- (7) キャラクターを正しい使用方法に従って使用しないおそれがあると認められるとき。
- (8) その他理事長が使用について不適當であると認めるとき。

2 理事長は、前項の規定によりキャラクターの使用を承認したときは、社会福祉法人加古川市社会福祉協議会キャラクター「ふくくん かこちゃん」使用(変更)承認通知書(様式第2号)により、申請者に通知するものとする。

(使用の不承認)

第5条 理事長は、前条第1項各号のいずれかに該当し、使用を承認することが不適當と認めるときは、社会福祉法人加古川市社会福祉協議会キャラクター「ふくくん かこちゃん」使用不承認通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

(使用料)

第6条 キャラクターの使用料は、無料とする。

(使用期限)

第7条 キャラクターの使用承認期限は、第3条により承認を受けた日から最長3年間までとする。

(使用上の遵守事項)

第8条 キャラクターの使用の承認を受けた者(以下「使用者」という。)は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 承認された用途にのみ使用し、理事長の指示する条件に従うこと。
- (2) 使用するデザインは別記に定めたものとする。ただし、印刷物のデザイン上、単色印刷を選択しても差し支えない。
- (3) 定められた色、形状、配色等を正しく使用すること。キャラクターに「吹き出し」を付ける、マントの色を変える、表情を変える、反転する、縦・横の比率を変える、又はポーズを変えるなど、イメージを損なわないようにすること。
- (4) キャラクターに近接して、「ふくくん©」又は「かこちゃん©」と表記すること。
- (5) 承認により作成された物品等の完成品は、速やかに理事長に提出すること。ただし、完成品の提出が困難と認められるものについては、その写真をもって代えることができる。
- (6) 承認により生じる権利及び義務を第三者に譲渡し、又は転貸しないこと。
- (7) 商標登録出願を行わないこと。

(承認内容の変更申請)

第9条 使用者は、承認された内容を変更しようとするときは、あらかじめ、社会福祉法人加古川市社会福祉協議会キャラクター「ふくくん かこちゃん」使用(変更)承認申請書(様式第1号)によりあらかじめ理事長に申請し、その承認を受けなければならない。

2 理事長は、前項の承認をするときは、社会福祉法人加古川市社会福祉協議会キャラクター「ふくくん かこちゃん」使用(変更)承認通知書(様式第2号)により、承認をしないときは、社会福祉法人加古川市社会福祉協議会キャラクター「ふくくん かこちゃん」使用不承認通知書(様式第3号)により通知するものとする。

3 変更申請の承認後についても、前条の規定を遵守しなければならない。

(使用承認の取消し)

第10条 理事長は、使用者がこの要綱又は承認内容に反していると認められるときは、キャラクターの使用承認を取り消すことができる。

2 理事長は、前項の規定により使用承認を取り消したときは、使用者に対して社会福祉法人加古川市社会福祉協議会キャラクター「ふくくん かこちゃん」使用承認取消通知書(様式第4号)により通知するものとする。

(責任の制限)

第11条 前条の規定により、キャラクターの使用承認を取り消した場合、使用者に損害が生

じても、本会はその責めを負わない。

2 使用者が、キャラクターの使用によって損害を被った場合又は第三者に対して損害若しくは損失を与えた場合でも、本会は、損害賠償、損失補償その他の法律上の責任を一切負わない。

(キャラクターに関する権利)

第12条 キャラクターに関する一切の権利は、本会に属する。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、キャラクターの使用に関する必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年10月1日から施行する。

別記(第8条関係)

使用例

